

# 「平成 30 年米原市竜巻災害義援金」募集要領

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

## 1 趣旨

平成 30 年 6 月 29 日滋賀県米原市において発生した竜巻と推定される突風により被害を受けた方を支援するため義援金を募集することが決定されました。

これを受けて、滋賀県共同募金会(以下「本会」という。)においても「平成 30 年米原市竜巻災害義援金」の募集を行うこととします。

## 2 義援金の名称

平成 30 年米原市竜巻災害義援金

## 3 受付期間

平成 30 年 7 月 6 日(金)から平成 30 年 9 月 28 日(金)まで

## 4 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
滋賀銀行	県庁支店	普通預金 523370	社会福祉法人 滋賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	口座記号番号 00980-4-195808	滋賀県共同募金会 米原市竜巻災害義援金	

\* 滋賀銀行本・支店間の窓口からの振り込みについては、手数料は無料となります。

\* ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

\* 上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等からの振込については手数料が必要となります。

\* 義援物資の取扱はしておりません。

## 5 義援金の配分

義援金については「平成 30 年米原市竜巻災害義援金募集・配分委員会」が取りまとめ、配分基準に基づいて被災者に配分されることとなります。